

国民健康保険税の納税通知書を郵送します

令和4年度の国民健康保険(国保)税額が決定しましたので、7月12日(火)以降に国民健康保険税納税通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主自身が会社員等で国保加入者でなくても、世帯の中に国保加入者がいる場合には、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。

■賦課方式が変更となり、税額が変わりました

「広報とうかい」(4月25日号)でお知らせしたとおり、令和4年度から国保税の賦課方式と税率・税額を改正しました(下表1参照)。また、地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額(年間上限額)が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額(年間上限額)が19万円から20万円に引き上げとなります。皆さんのご理解をお願いします。

【表1 令和4年度 国保税率等の内容】※()内は令和3年度の数値です。

区 分		40歳未満の方 65～74歳の方			40～64歳の方	
		A 基礎課税額	B 後期高齢者支援金分	C 介護納付金分	合計 (A+B)	合計 (A+B+C)
算出方法						
所得割	(前年の所得 ^{*1} ・加入者ごとに基礎控除43万円)×税率	6.1% (7.8%)	2.4% (2.3%)	2.5% (2.0%)	8.5% (10.1%)	11.0% (12.1%)
均等割	加入者1人につき	3万円 (2万2,000円)	1万1,000円 (6,500円)	1万4,000円 (1万3,500円)	4万1,000円 (2万8,500円)	5万5,000円 (4万2,000円)
平等割	1世帯につき	廃止 (2万3,000円)	廃止 (6,500円)	—	廃止 (2万9,500円)	廃止 (2万9,500円)
課税限度額(年間上限額)		65万円 (63万円)	20万円 (19万円)	17万円 (17万円)	85万円 (82万円)	102万円 (99万円)

※1…前年1月～12月における、世帯の国保加入者の合計所得金額

■全世界帯の子どもの均等割を半額にします

「平等割」の廃止に伴い均等割の金額が高くなることから、少人数世帯の税額は安くなり、多人数世帯の税額は高くなる傾向があります。そこで、多人数世帯に多い「子育て世帯」への支援策として、以下の取り組みを行います。※いずれも申請手続きは不要です。

▽0歳から6歳まで(未就学児)の均等割を半額にします(国の施策)

▽7歳から18歳まで(就学児～高校生世代)の均等割を半額にします(村独自の取り組み)

■所得の低い方に対して国保税の軽減が適用されます(判定には所得の申告が必要)

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割が軽減されます(下表2参照)。該当する場合は、あらかじめ減額した納税通知書を郵送しています。なお、**軽減の判定には所得の申告が必要**です。村民税の申告が不要であるため所得を申告していないという方は、判定ができず軽減を受けられないことがありますので、所得の申告をお願いします。

【表2 軽減の対象となる所得^{*2}の基準額】

軽減の割合	所得の基準額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の人数 ^{*4} -1)以下
5割	43万円+(28万5,000円×被保険者数 ^{*3})+10万円×(給与所得者等の人数 ^{*4} -1)以下
2割	43万円+(52万円×被保険者数 ^{*3})+10万円×(給与所得者等の人数 ^{*4} -1)以下

※2…前年1月～12月の国保加入者全員分の所得総額(国保被保険者でない世帯主分を含む)

※3…同一世帯で国保から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含む

※4…国保加入者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方(国保被保険者でない世帯主分を含む)

■年齢到達に伴い国保税の内容等が変更となる方がいます

年度の途中で40歳、65歳、75歳に到達する方は、国保税の内容や課税の時期等が変更となります(下表3参照)。

【表3 年齢到達に伴う変更点】

対象	変更内容等	通知方法
40歳になる方	誕生月(1日生まれの方はその前月)から国保税に介護納付金分が加算される	誕生月の翌月に税額変更決定通知書を送付します
65歳になる方	国保税の介護納付金分に替わり、誕生月から介護保険料が課税される ※誕生月の前月(1日生まれの方は前々月)分まで国保税に介護納付金分が加算されます。	今回の納税通知書(納付書)に記載されています
75歳になる方	誕生月から後期高齢者医療制度へ移行する ※誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税が課税されます。	誕生月の前月に案内通知を郵送します

後期高齢者医療制度 被保険者の方へ

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1134・1135)

後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書を郵送します

令和4年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月12日(火)以降に後期高齢者医療保険料額決定通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金から天引き)の方には、「後期高齢者医療保険料(特別徴収)のお知らせ」を郵送します。

■所得の低い方に対して均等割額の軽減が適用されます(判定には所得の申告が必要)

後期高齢者医療保険料額は、被保険者一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。令和4年度の均等割額は4万6,000円(令和3年度と同額)で、世帯の総所得金額等に応じて均等割額が軽減されます(下表4参照)。なお、軽減の判定には所得の申告が必要です。

【表4 軽減の対象となる所得の基準額】

軽減の割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	1万3,800円
5割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「28万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2万3,000円
2割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	3万6,800円

※▽収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。▽給与所得者等の人数とは、給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

■「会社などの健康保険の被扶養者」であった方には軽減期間があります

後期高齢者医療保険制度への加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません**。※「所得の低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方(7割軽減)が優先されます。

納付に関するお願い

▼国保税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から口座振替が原則となりました(年金による特別徴収の方を除く)。

▼後期高齢者医療保険料の納付(支払い)も、納付に行く手間が省け、納め忘れの心配のない、口座振替がおすすめです。

▼昨年度まで特別徴収(年金天引き)されていた方で、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書で納めてください。

▼納期限までに納付できない事情があるときはご相談ください。

▼役場で口座振替の申し込みができます。

口座振替の登録がお済みでない方は、銀行のキャッシュカード(暗証番号入力)があれば、役場で口座振替の申し込みができます。第1期分からの口座振替を希望する方は、7月21日(木)までに保険課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします。

「安心・安全・確実に口座振替が便利です！」

